

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月10日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第4号

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第58条 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 水道施設の維持、 <u>修繕及び更新</u> に関すること。 (9) (略) 3 (略)	(指定管理者による管理) 第58条 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 水道施設の維持 <u>及び修繕</u> に関すること。 (9) (略) 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。